

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

March, 2011 **臨時号**

# なごみ便り

www.101dog.co.jp

## 継続雇用制度における特例措置が 3/31 で終了となります

### ～ 労使協定は締結されていますか？ ～

「継続雇用制度」とは、希望者を定年後も引き続き雇用する制度のことです。例えば、60歳が定年でその後は1年毎の契約で65歳まで再雇用する、というような制度です。

定年後も引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を希望する者“全員”としていけば何ら問題はありますが、一定の基準を設けている場合は、今回の特例措置終了の影響を受けます。

#### 【対象となる事業所の就業規則例】

定年後も継続的に働くことを希望する者で、次に掲げる基準に該当する者については、1年毎の契約更新により、65歳まで再雇用する。

- (1)引き続き勤務することを希望していること。
- (2)直近の健康診断の結果、業務遂行に支障がないと認められること。

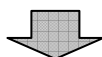
継続雇用制度の対象となるかどうかの基準は、これまで、従業員300名以下の事業所においては就業規則で定めていれば良いとされてきました(特例措置)。しかし、3月31日でこの特例措置が終了するため、**4月1日以降は、この基準について労使協定の締結が必要**になります。

自社の制度を今一度確認していただき、対象となる事業主の方は速やかに労使協定を締結しましょう。

仮に、該当の事業主の方が労使協定を締結しなかった場合は、以下のような問題が発生しますので、必ず労使協定を締結するようにしてください。

#### 【労使協定がないとどうなるか？】

労使協定を締結せず、4月1日以降に高年齢者が離職した場合



離職票の離職理由が、**本人の継続雇用の希望の有無に関わらず『事業主都合』**助成金を利用する場合、**事業主都合の離職者を出すと助成金が支給されないことがあります。**

4/1~

## 一般事業主行動計画の 策定・届出、公表・周知が義務に

『一般事業主行動計画』とは...

～ 届出はお済みですか？ ～

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と家庭を両立でき、働きやすい職場環境づくりを目指して企業が策定する計画です。

計画の策定	目標の設定と目標達成に向けた対策 目標例『子供の出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する』
計画の届出	都道府県労働局雇用均等室へ届出
計画の公表	自社 HP 等への掲載
計画の周知	掲示等により従業員へ周知

従業員 100 名以下の事業所にも努力義務があります。

4/1~

## 在職老齢年金 支給停止基準額が変更

在職老齢年金（在職中に受ける老齢厚生年金）を受給されている方の年金額は、受給されている老齢厚生年金の月額と総報酬月額相当額（その月の標準報酬月額 +（直近 1 年間の標準賞与額の合計 ÷ 12））に応じて、一部または全額の支給が停止（調整）される仕組みになっています。その支給停止の基準となる額が変更されます。

調整の方法は 64 歳までと 65 歳以降で異なります。具体的には以下の通りです。

### < 60 歳 ~ 64 歳 >

- 年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計が 28 万円以下 全額支給
- “ ” 28 万円超 以下表の通り調整

総報酬月額相当額	基本月額(年金)	計算式
46 万円以下	28 万円以下	基本月額 - (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28 万円) ÷ 2
	28 万円超	基本月額 - 総報酬月額相当額 ÷ 2
46 万円超	28 万円以下	基本月額 - {(46 万円 + 基本月額 - 28 万円) ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46 万円)}
	28 万円超	基本月額 - {46 万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46 万円)}

### < 65 歳 ~ >

- 年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計が 46 万円以下 全額支給
- “ ” 46 万円超 以下の通り調整

$$\text{基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 46 \text{ 万円}) \div 2$$

太字部分が  
従来 47 万円 46 万円

文章担当：安野

～ なごみ便り臨時号について～

今回は臨時号です。次号は例月通り、毎月 15 日前後の発信となります。